

<サービス利用料金> (契約書第5条参照)

ア 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用の額 利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)です。

(単位円)

区 分		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービスに係る利用料		34,030	68,770	103,200	151,670	220,620	243,500	268,490
サービス利用者に係る自己負担	1割	3,403	6,877	10,320	15,167	22,062	24,350	26,849
	2割	6,806	13,754	20,640	30,334	44,124	48,700	53,698
	3割	10,209	20,631	30,960	45,501	66,186	73,050	80,547

☆ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間 に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日： 利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日： 利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ 利用者に提供する食事及び宿泊等に係る費用は別途いただきます。(2)ア～カ参照)

☆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

イ 加算

		サービスに係る利用料	サービス利用者に係る自己負担	
①初期加算	登録した日から起算して30日以内の期間(30日を超える病院等の入院後再び開始した場合も同様とする)	300円/日	1割	30円/日
			2割	60円/日
			3割	90円/日
②看護職員配置加算	(Ⅰ)常勤の看護師を配置した場合	(Ⅰ)9,000円/月	1割	900円/月
			2割	1,800円/月
			3割	2,700円/月
	(Ⅱ)常勤の准看護師を配置した場合 (Ⅲ)常勤換算方法で1名以上配置した場合	(Ⅱ)7,000円/月	1割	700円/月
			2割	1,400円/月
			3割	2,100円/月
(Ⅲ)4,800円/月	(Ⅲ)4,800円/月	1割	480円/月	
		2割	960円/月	

			3割	1,440円/月
③サービス提供体制強化加算	(I)イ 従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が5割以上である場合 (I)ロ 従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が4割以上である場合 (II)従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が6割以上である場合 (III)従業者の総数のうち、勤務年数3年以上の者の占める割合が3割以上である場合	(I)イ 6,400円/月	1割	640円/月
			2割	1,280円/月
			3割	1,920円/月
		(I)ロ 5,000円/月	1割	500円/月
			2割	1,000円/月
			3割	1,500円/月
		(II) 3,500円/月	1割	350円/月
			2割	700円/月
			3割	1,050円/月
		(III) 3,500円/月	1割	350円/月
			2割	700円/月
			3割	1,050円/月
④看取り連携体制加算	利用者またはその家族に対し看取り期における対応方針を決め説明し同意を得ている場合	640円/日 (死亡日から死亡日前30日以下まで)	1割	64円/日
			2割	128円/日
			3割	192円/日
⑤訪問体制強化加算	訪問サービスを担当する従業員を2名以上配置し延べ訪問回数が1月あたり200回以上である場合	10,000円/月	1割	1,000円/月
			2割	2,000円/月
			3割	3,000円/月
⑥総合マネジメント体制強化加算	利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえサービス計画を介護職員や看護職員等により随時適切に見直しをし、地域における活動への参加の機会が確保される場合	10,000円/月	1割	1,000円/月
			2割	2,000円/月
			3割	3,000円/月
⑦認知症加算	(I)認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の場合 (II)要介護2に該当し認知症日常生活自立度Ⅱの利用者の場合	(I)8,000円/月	1割	800円/月
			2割	1,600円/月
			3割	2,400円/月
		(II)5,000円/月	1割	500円/月
			2割	1,000円/月
			3割	1,500円/月
⑧生活機能向上連携加算	(I)リハビリ専門職より助言を受け、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合	(I)1,000円/月	1割	100円/月
			2割	200円/月

	(Ⅱ) 訪問リハビリ実施時にサービス提供責任者とリハビリ専門職が、同時訪問し、共同による訪問介護計画を作成した場合		3割	300円/月
		(Ⅱ) 2,000円/月	1割	200円/月
			2割	400円/月
			3割	600円/月
⑨ 若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている	(介護) 8,000円/月	1割	800円/月
			2割	1,600円/月
			3割	2,400円/月
		(予防) 4,500円/月	1割	450円/月
			2割	900円/月
			3割	1,350円/月
⑩ 栄養スクリーニング加算	利用者に対し、利用開始時及び利用中6月ごとに栄養状態について確認を行い、医師等への相談提言を含む利用者の栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合(6月に1回を限度とする)	50円/回	1割	5円/回
			2割	10円/回
			3割	15円/回
⑪ 介護職員処遇改善加算	介護職員の処遇を改善する為に賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算	1ヶ月のサービス利用料金の合計額(加算・減算を含む) × 加算率 × (1割または2割または3割)		

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

ア 食事の提供 (食事代)

利用者提供に要する費用です。

料金：朝食 300円 昼食 550円 夕食 550円

イ 宿泊に要する費用

利用者提供に要する費用です。

料金：1泊 2,000円

ウ 洗濯代 100円

エ おむつ代 実費

オ レクリエーション活動等

材料代等の実費をいただきます。

カ 複写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費(コピー・用紙代)をご負担いただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に内容の変更する事由について、変更を行う日から2ヶ月前までにご説明します。